

民進党

環境・原子力部門会議

動物愛護管理法改正 WT 資料

平成 29 年 3 月

環境省自然環境局



動物の愛護及び管理をめぐる現状と課題  
(平成24年8月衆議院調査局環境調査室)  
論点一覧

○論点1：動物取扱業の適正化	1
1-1：深夜の生体展示規制	1
1-2：移動販売	1
1-3：インターネット販売	2
1-4：オークション市場（せり市）	2
1-5：犬猫の幼齢動物の流通・販売規制	3
1-6：犬猫の繁殖制限措置	3
1-7：飼養施設の適正化	4
1-8-1：動物取扱業の業種追加【ペット葬祭業者】	4
1-8-2：動物取扱業の業種追加【両生類・魚類販売業者】	4
1-8-3：動物取扱業の業種追加【老犬・老猫ホーム】	5
1-8-4：動物取扱業の業種追加【動物愛護団体】	5
1-8-5：動物取扱業の業種追加【教育・公益目的の団体】	5
1-9：関連法令違反時の扱い	6
1-10：登録取消の運用の強化	6
1-11：業種の適用除外	6
1-12：研修の緩和	7
1-13：販売時説明義務の緩和	7
1-14：許可制の検討	7
○論点2：虐待の防止	7
2-1：行政による保護等	7
2-2：取締りの強化、虐待の定義の明確化	8
2-3：闘犬及び闘牛等	8
○論点3：多頭飼育の適正化	8
○論点4：自治体等の収容施設	9
○論点5：特定動物の取扱い	9
○論点6：実験動物の取扱い	10
○論点7：産業動物の取扱い	10
○論点8：罰則の強化	10
○論点9：その他	10
9-1：犬猫のマイクロチップの義務化	10
9-2：犬猫の不妊去勢の義務化	11
9-3：飼い主のいない猫の繁殖制限	11
9-4：学校飼育動物・公園飼育動物	11
9-5：災害対応	12
9-6：実施体制の強化	12



## 論点整理と進捗状況について

平成 24 年の「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号。以下、「法」という。）の改正の際に、衆議院調査局調査室がとりまとめた「動物の愛護及び管理をめぐる現状と課題（平成 24 年 8 月）」の「Ⅱ 動物の愛護及び管理をめぐる課題」の「2 動物愛護管理法見直しに向けての論点整理」について、法律、政令、省令、告示の改正状況等を以下のとおりとりまとめた。

### ○論点 1：動物取扱業の適正化

#### 論点 1-1：深夜の生体展示規制

Q：動物を深夜まで展示したり長時間連続して展示したりすることは、動物の生態・生理に反しているではないか？特に犬猫の幼齢動物については、睡眠不足・不適切な生活サイクルの強要等により、受けるストレスは重大であるので、展示時間に一定の規制をかけるべきではないか？

#### <進捗状況>

・平成 24 年 6 月 1 日

「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」（平成 18 年環境省令第 1 号。以下、「施行規則」という。）及び「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」（平成 18 年環境省告示第 20 号。以下、「細目」という。）を改正し、販売業者等における犬及び猫を展示する時間を午前 8 時から午後 8 時までとした。また、いわゆる猫カフェについては午後 8 時から午後 10 時までの間、展示できることとした（平成 28 年 5 月 31 日まで）。

・平成 28 年 6 月 1 日

施行規則及び細目を改正し、いわゆる猫カフェについては午後 8 時から午後 10 時までの間（ただし、1 日の展示時間は 12 時間以内）、展示できることとした。

#### <関係条文>

施行規則第 3 条第 2 項第 9 号 施設の構造等の基準

施行規則第 8 条第 4 号 犬猫の展示時間

細目第 5 条第 1 号又 動物の休息の確保

細目第 5 条第 5 号イ 夜間の接触禁止

#### <参考データ>

いわゆる猫カフェの営業店舗数 314 店舗（2015 年 10 月、環境省）

#### 論点 1-2：移動販売

Q：動物の移動販売については、トレーサビリティの確保や動物の販売後におけるアフターケアが十分になされないのではないかと？販売される動物にとってもストレスを受けやすく、不十分な管理体制下で動物の健康と安全に支障をきたすおそれが高いことから、何らかの規制をかけるべきではないか。

<進捗状況>

・平成 25 年 9 月 1 日

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 79 号。以下、「改正法」という。）において、移動販売を含め、犬猫を販売する犬猫等販売業に対し、犬猫等健康安全計画の提出及び個体に関する帳簿の備付け等の規定が追加された。

<関係条文>

法第 10 条第 3 項第 2 号 犬猫等健康安全計画

法第 22 条の 2 犬猫等健康安全計画の遵守

法第 22 条の 6 犬猫等の個体に関する帳簿の備付け等

施行規則第 2 条の 2 犬猫等健康安全計画の記載事項

施行規則第 10 条の 2 帳簿の記載事項等

<参考>

犬猫安全計画の記載内容

- ・ 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備
- ・ 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い
- ・ 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法

論点 1-3：インターネット販売

Q：インターネット等により対面や現物確認をしないまま取引を行う販売方法は、事前説明や確認が不十分なので問題ではないか？インターネットオークションでの動物取引では、出品者が動物取扱業の登録者かどうかの確認が困難ではないか？

<進捗状況>

・平成 25 年 9 月 1 日

改正法において、動物を販売する前の現物確認及び対面説明の規定が追加された。

<関係条文>

法第 21 条の 4 販売に際しての情報提供の方法等

施行規則第 8 条の 2 情報提供の内容等

論点 1-4：オークション市場（せり市）

Q：オークション市場（せり市）による動物の取引方法では、トレーサビリティの確保や感染症対策が不十分となるのではないか？オークション市場を動物取扱業に加えるべきではないか？

<進捗状況>

・平成 24 年 6 月 1 日

動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 107 号。以下、「施行令」という。）を改正し、いわゆるペットオークションを第一種動物取扱業に追加した。

<関係条文>

施行令第 1 条第 1 号 第一種動物取扱業の登録を要する取扱い（競りあっせん業）

## <参考データ>

競りあっせん業（ペットオークション）の登録数 22件（2016年4月 環境省）

### 論点1-5：犬猫の幼齢動物の流通・販売規制

Q：犬猫の幼齢個体を親兄弟から引き離すと適切な社会化がなされず、感染症を引き起こしたり、問題行動を引き起こしたりするのではないか？欧米での取組を参考として、一定の日齢に満たない幼齢個体の流通・販売を規制すべきではないか？

## <進捗状況>

・平成25年9月1日

改正法において、その繁殖を行った出生後56日を経過しない犬猫について、販売のために引き渡し又は展示を禁止する規定が追加された。本規定については、改正法附則により施行日から3年を経過する日（平成28年8月31日）までは45日、その後、別に法律で定める日までの間は49日までとされている。

## <関係条文>

法第22条の5 幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限

改正法附則第7条 幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限の経過措置

### 論点1-6：犬猫の繁殖制限措置

Q：パピーミル（犬の大量繁殖施設）のように高い頻度で繁殖させることは、母体への負担や健康面への悪影響があるので問題ではないか？欧州での取組を参考として、繁殖回数や繁殖間隔について規制を導入すべきではないか？

## <進捗状況>

・平成18年1月20日

第一種動物取扱業における繁殖制限措置については、細目により「みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること」と規定している。

・平成25年9月1日

改正法において犬猫を販売する犬猫等販売業者に対し、販売の用に供する幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制整備等に関する犬猫等健康安全計画の提出の規定が追加された。

・平成26年11月18日・平成28年1月5日

地方公共団体に、第一種動物取扱業者に対して監視、指導を徹底するよう依頼した。

## <関係条文等>

細目第5条第3号ロ 犬猫の繁殖制限

法第10条第3項 犬猫等健康安全計画

法第22条の2 犬猫等健康安全計画の遵守

第一種動物取扱業者に対する監視、指導等の徹底について（平成26年11月18日環自

総発第 1411181 号)

第一種動物取扱業者に対する監視、指導等の徹底について(犬猫等健康安全計画の遵守)  
(平成 28 年 1 月 5 日環自総発第 1601051 号)

#### 論点 1-7: 飼養施設の適正化

Q: 細目には飼養施設の構造等に関する具体的な数値規制がないので、不適正飼養を行っている事業者に対する自治体の指導・勧告・命令が困難ではないか? ケージの大きさ等を具体的に数値化して規制すべきではないか?

#### <進捗状況>

・平成 18 年 1 月 20 日

細目により、第一種動物取扱業における飼養施設の設備の構造、規模等の基準については、「個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するもの。」等、設備の管理の基準については、「ケージ等の清掃を 1 日 1 回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。」等及び動物の管理の基準については、「飼養又は保管する動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。」、「ケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合ったものとする。」等と規定している。

#### <関係条文>

細目第 3 条～第 5 条 設備の構造及び規模、設備の管理及び動物の管理の基準

#### 論点 1-8-1: 動物取扱業の業種追加【ペット葬祭業者】

Q: ペット葬祭業を直接規制する法制度は存在せず、各地でトラブルを引き起こしているので、業種に追加して行政による指導監督を可能とすべきではないか?

#### <進捗状況>

動物の愛護及び管理の推進に関する件(平成 24 年 8 月 28 日衆議院環境委員会決議)及び動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成 24 年 8 月 28 日参議院環境委員会議)を踏まえ、動物葬祭業に関する条例等の策定状況の把握を行っているところ。

#### <参考データ>

動物葬祭業に関する条例等を策定した自治体の数 159 件(2016 年 4 月 環境省)

#### 論点 1-8-2: 動物取扱業の業種追加【両生類・魚類販売業者】

Q: 両生類及び魚類の販売業者は動物取扱業に含まれていないが、遺棄による生態系への悪影響を考慮すると、業種に追加すべきではないか?

#### <進捗状況>

改正法において、上記論点について対応した改正はなされていない。



**論点 1-8-3：動物取扱業の業種追加【老犬・老猫ホーム】**

Q：対価を得て所有権を移して長期的に動物をケアする老犬・老猫ホームの中には、適切な飼育を行われないうところもあるので、業種に追加すべきではないか？

＜進捗状況＞

・平成 24 年 6 月 1 日

施行令を改正し、いわゆる老犬・老猫ホーム（飼い主から所有権を譲り受けて飼養・保管を行うこと）を第一種動物取扱業に追加した。

＜関係条文＞

施行令第 1 条第 2 号 第一種動物取扱業の登録を要する取扱い（譲受飼養業）

＜参考データ＞

譲受飼養業（老犬ホーム等）の登録件数 91 件（2016 年 4 月 環境省）

**論点 1-8-4：動物取扱業の業種追加【動物愛護団体】**

Q：動物の愛護を目的とする団体の中には動物を実際に取り扱う団体も多く、適切な飼養管理がなされていないところもあるので、業種に追加すべきではないか？

＜進捗状況＞

・平成 25 年 9 月 1 日

改正法において、施行規則で定める数以上の動物を飼養し、非営利で業を行なおうとするものについては、第二種動物取扱業として届出、管理方法の基準遵守等の規定が追加された。

＜関係条文＞

法第 24 条の 2、24 条の 4 第 2 種動物取扱業の届出等

施行規則第 10 条の 5 第 2 種動物取扱業の範囲等

施行規則第 10 条の 9 第 2 種動物取扱業の遵守基準

第 2 種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成 25 年環境省告示第 47 号）

＜参考データ＞

第 2 種動物取扱業の届出件数 678 件（2016 年 4 月 環境省）

※第 2 種には、愛護団体の他、公園等の非営利施設も含む。

**論点 1-8-5：動物取扱業の業種追加【教育・公益目的の団体】**

Q：専門学校等の教育目的で飼われている動物の中には、適切な飼養管理がなされていないところもあるので、業種に追加すべきではないか？

＜進捗状況＞

それぞれの専門学校、公益目的の団体等の動物の飼養目的等により、必要な第一種動物取扱業の登録、又は第二種動物取扱業の届出が行われていると理解している。

#### 論点 1-9 : 関連法令違反時の扱い

Q : 現行法では動愛法以外の関連法令違反時における動物取扱業の登録取消等の要件は存在しないので、種の保存法等に違反した動物取扱業の登録拒否や取消しを行える条項を追加すべきではないか？

##### <進捗状況>

・平成 25 年 9 月 1 日

改正法において、第一種動物取扱業の登録の拒否や取消し要件として、関係法令の規定により罰金以上の刑に処せられた者が追加されている。

##### <関係条文>

法第 12 条第 1 項第 5 号及び第 6 号 登録の拒否

法第 19 条第 1 項第 5 号 登録の取消し等

##### <参考データ>

他法令の規定により、取消しを行った件数 0 件 (2013 年 9 月～2016 年 4 月 環境省)

#### 論点 1-10 : 登録取消の運用の強化

Q : 現行法でも動物取扱業の取消しが可能な条文となっているが、適用事例が極めて少ないので、より迅速に発動しやすくなるように改めるべきではないか？

##### <進捗状況>

法において、都道府県知事及び政令市長（以下、「都道府県知事等」という。）は、第一種動物取扱業者に対し、登録の取消し、業務停止命令、改善勧告及び命令、報告徴収及び立入検査をすることができる。とされている。

##### <関係条文>

法第 19 条 登録の取消し等

法第 23 条 勧告及び命令

法第 24 条 報告及び検査

##### <参考データ>

取消し 25 年度 0 件、26 年度 0 件、27 年度 0 件

業務停止 25 年度 0 件、26 年度 0 件、27 年度 1 件

勧告・命令 25 年度 40 件、26 年度 9 件、27 年度 8 件

立入検査 25 年度 15916 件、26 年度 19957 件、27 年度 19815 件

#### 論点 1-11 : 業種の適用除外

Q : 動物園や水族館は野生動物の展示や生息域外保全等を行う施設であり、内部規定に基づき適正飼養や管理等の自主規制を行っているので、動物取扱業（展示）にはなじまず、動物取扱業から外すべきではないか？

##### <進捗状況>

改正法において、上記論点について対応した改正はなされていない。

<関係条文>

法第 10 条第 1 項 第一種動物取扱業の登録

論点 1-12 : 研修の緩和

Q : 動物取扱責任者には現在年 1 回の研修が義務付けられているが、動物園・水族館や動物病院の獣医師等については、動物のプロであるので、動物取扱責任者の選任又は研修の受講を行わなくてよいのではないかと？

<進捗状況>

改正法において、上記論点について対応した改正はなされていない。

<関係条文>

法第 22 条 動物取扱責任者

施行規則第 9 条、第 10 条 動物取扱責任者の選任及び研修

論点 1-13 : 販売時説明義務の緩和

Q : 施行規則で義務付けられている動物の販売時の 18 項目の説明義務について、犬猫以外の小動物（ハムスターや小鳥等）では一部を省略してもよいのではないかと？

<進捗状況>

動物の販売時の説明項目については、法第 21 条の 4 に基づいて、施行規則第 8 条の 2 において定めている。説明項目は改正していない。

<関係条文>

施行規則第 8 条の 2 第 2 項 販売に際しての説明項目

論点 1-14 : 許可制の検討

Q : 現行法では動物取扱業は登録制となっているが、悪質な業者が後を絶たないので、許可制に引き上げるべきではないかと？

<進捗状況>

改正法において、上記論点について対応した改正はなされていない。

<関係条文>

法第 10 条 第一種動物取扱業の登録

○論点 2 : 虐待の防止

論点 2-1 : 行政による保護等

Q : 動物虐待であると疑われる動物に生命の危機がある場合には、単なる立入りや指導だけではなく、当該動物を緊急的に保護できるようにすべきではないかと？また、動物虐待を行った者に対しては、飼育禁止命令をかけられるようにすべきではないかと？

<進捗状況>

改正法において、上記論点について対応した改正はなされていない。

<関係条文>

なし

**論点 2-2：取締りの強化、虐待の定義の明確化**

Q：動物虐待が疑われる事案について、自治体職員の司法警察権（アニマルポリス）を与えることで取締りを強化すべきではないか？虐待の処罰の実効性を上げるためにも、動愛法第44条第2項の「虐待」の定義をより明確にすべきではないか？

<進捗状況>

改正法において、地方自治体職員に対する司法警察権の付与については改正されていない。なお、改正法において、法第44条に具体的な虐待事例を追加する改正がされている。

<関係条文>

法第44条第2項 罰則（虐待）

**論点 2-3：闘犬及び闘牛等**

Q：闘犬、闘鶏、闘牛等、動物を闘わせることは、動物を必要以上に傷つけて動物虐待に当たるといえるので、伝統行事だとしても今後は禁止も含めて何らかの規制が必要ではないか？

<進捗状況>

改正法において、上記論点について対応した改正はなされていない。

<関係条文>

法第44条第1項・第2項 罰則（殺傷・虐待）

**○論点 3：多頭飼育の適正化**

Q：多頭飼育については、不適正飼養や悪臭・騒音・逸走等周辺的生活環境への悪化につながり、苦情の原因ともなっているため、勧告や措置命令を発動しやすくして行政の関与を増すべきではないか？また、多頭飼育に対処するためには、問題を未然に防止する観点から、届出制を導入して行政が把握できるようにすべきではないか？

<進捗状況>

・平成25年9月1日

改正法において、多頭飼育により動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態への措置が追加され、都道府県知事等が勧告又は命令を行うことができることとされた。また、地方公共団体の措置として届出制の導入が明文化された。

<関係条文>

法第9条 地方公共団体の措置

法第25条 多数の動物の飼養又は保管に起因した周辺的生活環境の保全等に係る措置

<参考データ>

多頭飼育について届出義務化の条例を制定した自治体数 12件（2016年4月 環境省）

#### ○論点4：自治体等の収容施設

Q：自治体の収容施設には全国共通の基準がないので、一般市民に対する施設の公開と合わせて何らかの基準を設定すべきではないか？

犬猫の処分方法は炭酸ガスにより行われているが、動物に苦痛を与えているのではないか？  
自治体には犬猫の引取り義務が課せられているが、引取り義務を撤廃すべきではないか？

##### <進捗状況>

自治体が行う犬猫の引取りに関する施設については、「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」（平成18年1月20日環境省告示第26号）を策定するとともに、殺処分方法については「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）を策定している。

・平成25年9月1日

改正法により、犬猫等販売業者や飼い主からの犬猫の引取りについては、自治体が引取りを拒否できる規定が追加された。

##### <関係条文>

法第35条第1項 所有者がいる犬猫の引取り

施行規則第21条の2 犬猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合

#### ○論点5：特定動物の取扱い

Q：特定動物の取扱いの際には様々な手続きが必要であり、移送など一部を簡素化すべきではないか？特定動物として指定されている動物について、例えば大型犬やピットブル等の危険犬種を追加するなど見直しを行うべきではないか？

##### <進捗状況>

改正法においては、特定動物の取扱いに関する手続きの簡素化に関する改正はなされていない。

・平成26年2月1日

特定動物の種については、大型犬やピットブル等の追加は行っていないが、たか科の5種を追加した。

##### <関係条文>

法第26条 特定動物の飼養又は保管の許可

施行令第2条 特定動物

##### <参考データ>

特定動物の種類数 約650種

特定動物の飼養保管の許可頭数 約4.5万頭（2016年4月 環境省）

### ○論点 6：実験動物の取扱い

Q：実験動物の取扱いについては、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」に基づいて適正化が十分に果たされているのか？実験動物施設の情報公開が不足しているため、施設の届出制を導入すべきではないか？実験動物生産業者は動物取扱業から除外されているが、動物取扱業に含めるべきではないか？動物実験 3 R（代替法、使用数の削減、苦痛の軽減）の実効性を一層高めるべきではないか？

#### <進捗状況>

改正法において、上記論点について対応した改正はなされていない。

#### <関係条文>

法第41条 動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等

「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年環境省告示第88号）

### ○論点 7：産業動物の取扱い

Q：産業動物の取扱いについては現行法では特段の規定がなく、狭いスペースの中に入れて動物の福祉に反した飼養が行われているのではないか？動愛法の中でも「5つの自由」など、産業動物の適正な取扱いについて規定すべきではないか？

#### <進捗状況>

・平成 25 年 9 月 1 日

改正法により、基本原則に「5つの自由」の主旨が追記された。

#### <関係条文>

法第 2 条第 2 項 基本原則

### ○論点 8：罰則の強化

Q：動物の虐待が後を絶たないので、罰則を引き上げるべきではないか？動物虐待に対して器物損壊罪が適用されるのは、命に対する犯罪としては不適切ではないか？

#### <進捗状況>

・平成 25 年 9 月 1 日

改正法により動物虐待の罰金の額が1年以下の懲役又は100万以下の罰金から2年以下の懲役又は200万以下の罰金に引き上げられたとともに、法人重課規定が創設された。

#### <改正法>

法第 44 条、48 条 罰則（殺傷・虐待・遺棄）、法人重課規定

### ○論点 9：その他

#### 論点 9-1：犬猫のマイクロチップの義務化

Q：現行法では努力義務となっているマイクロチップの装着について、特定動物以外の家庭動物等にもマイクロチップを義務化すべきではないか？

<進捗状況>

改正法附則第 14 条に基づき、販売の用に供する犬猫へのマイクロチップ装着義務化についての検討を実施しているところ。

<関係条文>

改正法附則第 14 条 マイクロチップの装着等

論点 9-2：犬猫の不妊去勢の義務化

Q：現行法では努力義務となっている犬猫の不妊去勢手術について、家庭動物の場合は原則として義務化すべきではないか？

<進捗状況>

不妊去勢手術の義務化は規定されていないが、従前より犬猫動の所有者又は占有者の責務規定として、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない旨が規定されている。なお改正法により、犬猫以外の動物についても責務規定が追加された。

<関係条文>

法第 7 条第 5 項 動物の所有者又は占有者の責務（繁殖制限）

法第 37 条 犬及び猫の繁殖制限

論点 9-3：飼い主のいない猫の繁殖制限

Q：飼い主のいない猫（野良猫）による生活環境の被害や近隣トラブルが生じているので、野良猫に不妊去勢手術を実施して地域住民が合意の下に猫を管理する地域猫活動を普及すべきではないか？

<進捗状況>

・平成 25 年 8 月 30 日

「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（平成 18 年環境省告示第 140 号。以下、「指針」という。）を改正し、地域猫対策について、地域の実情を踏まえた計画づくり等への支援を含め、飼い主のいない猫を生み出さないための取組を推進し、猫の引取り数削減の推進を図ることを追記した。

<関係条文>

指針第 2・2(3)②ア

論点 9-4：学校飼育動物・公園飼育動物

Q：学校飼育動物については、不適切な管理による死亡や虐待の対象とされるなど、動物福祉が確保されていない飼い方もみられるので、何らかの規制を設けるべきではないか？公園飼育動物については、動物取扱業に登録させるなど、何らかの規制を設けるべきではないか？

<進捗状況>

学校飼育動物については、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成 14 年環境省告

示第 37 号)において、学校、福祉施設等における飼養及び保管について規定している。

・平成 25 年 9 月 1 日

改正法により、非営利の公園飼育動物については第二種動物取扱業の対象とされ、都道府県等への届出や管理方法の基準遵守等が規定された。

<関係条文>

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準第 6

法第 24 条の 2、24 条の 4 第 2 種動物取扱業の届出等

施行規則第 10 条の 5 第 2 種動物取扱業の範囲等

施行規則第 10 条の 9 第 2 種動物取扱業の遵守基準

第 2 種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目(平成 25 年環境省告示第 47 号)

<参考データ>

第 2 種動物取扱業の届出件数 678 件(2016 年 4 月 環境省)

※第 2 種には、公園等の他、動物愛護団体等の件数も含む。

#### 論点 9-5 : 災害対応

Q : 大規模災害時の動物救護対策(被災ペット対策)については、東日本大震災の教訓を踏まえて、動愛法に明記すべきではないか?大規模災害発生時に、行政と民間団体との連携をどのように図るべきか?

<進捗状況>

・平成 25 年 9 月 1 日

改正法により、都道府県が定める動物愛護管理推進計画について、「災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項」が追加されたほか、動物愛護推進員の活動として災害時における動物の避難・保護について協力をすることが追加された。

<関係条文>

法第 6 条第 2 項第 3 号 動物愛護管理推進計画(災害時の施策)

法第 38 条第 2 項第 5 号 動物愛護推進員(災害時の協力)

#### 論点 9-6 : 実施体制の強化

Q : 動物愛護管理に係る規制や施策の強化を実効性あるものにするために、財政措置や情報提供など必要な支援措置を含め、動物行政の実施体制を強化・充実させるべきではないか?

<進捗状況>

環境省の動物愛護管理室については、平成 24 年度に予算額 101 百万円(別途、地域自主戦略交付金 50 百万円)、職員定員数 5 名であったところ、平成 28 年度には予算額 212 百万円、職員定員数 5 名となっている。

<関係条文>

なし